

# 特別支援学校（高等部）向け 消費者教育教材の普及

令和4年3月24日

消費者庁新未来創造戦略本部

本教材はこちらから  
ダウンロードできます



# 1. 特別支援学校向け教材の制作について

## 問題意識・課題

- 令和4年4月の成年年齢の引下げを見据えて、現状、高校生向け教材として「社会への扉」があり、多くの学校（徳島県内では全高校）で活用。
- 特別支援学校では「社会への扉」は内容が難しいこともあり、他の高校と比べると活用が進んでいない状況。

< 全国の高等学校等における「社会への扉」等の活用実績（令和元年度調査より） >

特別支援学校：55%、全国の高等学校等：67%

**生徒の障害の特性に配慮した、「社会への扉」に代わる消費者教育用教材が必要。**

徳島県及び文部科学省の協力を得て、「特別支援学校向け消費者教育用教材等制作検討会」を開催し、**主に知的障害者を対象とした教材「特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材～ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話～」**を制作。

## 2. 本教材の概要と主な特徴①②

### 【特徴①】

### 学習指導要領と関連づけた「基礎編」と「実践編」の2部構成

- 身近な買物や契約の仕組みなどを学ぶ「基礎編」と、契約トラブルの具体的な事例から対処法等を学ぶ「実践編」で構成し、計7テーマを収録。
- いずれの項目も **学習指導要領（家庭）と関連づけた**形で作成。

### 教材内容

1. スライド教材（パワーポイント）
2. 活用の手引
3. ワークシート
4. イラスト集



### 【特徴②】

### 教員がカスタマイズ可能なスライド教材

- スライド教材は編集可能な形で提供し、教員が **生徒の状況等に合わせた**スライド教材を抜き出したり、順番やイラスト等を変更したり、組み合わせることが可能。



## 2. 本教材の概要と主な特徴③④

### 【特徴③】

### 高校生のキャラクターと一緒に学ぶスタイルを採用

- ・高校生のキャラクターショウとセイコが、トラブルにあって困ったり、失敗した場面を取り上げ、社会で遭遇するかもしれないことを疑似体験することで、**断り方や相談の仕方を分かりやすく学ぶことができる。**
- ・分かりやすくするため、**身近な**ことから話を進めたり、**具体的**に示すよう工夫。

**事例① ゲームの課金**

アイテムをたくさん買ったところ、3万円の支払になってしまいました。

**事例② 定期購入**

サイトの広告を確認すると、定期購入の契約であることが書いてありました。

### 【特徴④】

### スライドの見やすさ・わかりやすさの工夫

- ・内容の理解を助けるイラストを多く使用するなどだけではなく、「**1スライド1メッセージ（詰め込み過ぎない）**」としている。
- ・**否定形「～してはいけない」**という表現は用いず、**肯定形で「考えよう、～しよう」**と表現している。

**事例① 定期購入**

何が良くなかったか考えてみよう！

**事例② 定期購入**

トラブルを防ぐための注意点

知らない人からの怪しいメールやメッセージは、無視しよう！

**ポイント**

不安に思ったら、周りの人に相談しましょう。

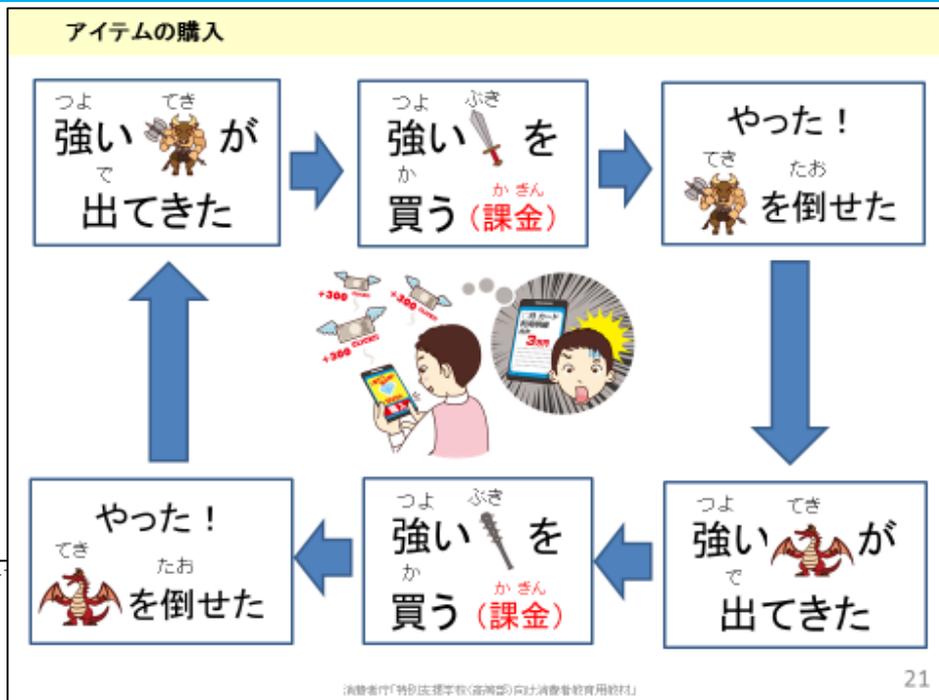
# 教材の工夫・配慮の例

～実践編テーマ② スマホやネットでのトラブル より～

実践編テーマ②スマホやネットでのトラブル  
6-3

無料で遊べるのに、  
課金したくなるのはなぜかな？

17



実践編テーマ②スマホやネット

ゲームをするときの注意点

ゲームでお金を使うときは、  
保護者に相談しよう!

**ポイント**

- お金を使うか、いくらまで使って良いか決めておこう。
- お金をどのように支払うかも相談しておこう。

27

トラブルに巻き込まれるという実感が難しいため、生徒にとって身近なゲーム課金の事例で自分の事として考えさせる。

# 教材の工夫・配慮の例

～実践編テーマ③ 契約トラブルの対策・対処法 より～

実践編テーマ③ 契約トラブルの対策・対処法

7-7

ことわ かた れん しゅう

## 断り方の練習をしてみよう

とく べつ  
特別にゲームを  
う  
売ってあげるよ。



実践編テーマ③ 契約トラブルの対策・対処法

ワーク  
<1>

ことわ かた よ  
どんな断り方が良いかな？

きょう  
① 今日はやめておきます

かね  
② お金がないので…

○ ③ いりません。お断りします  
ことわ

消費者庁「版」(法理学校)富城部(向)消費者教育用教材

39

実践編テーマ③ 契約トラブルの対策・対処法

ことわ

断るときは、はっきりと

ことわ い  
「お断りします」と言おう！



### ポイント

ことわ ば あい ば き  
はっきりと断りにくい場合は、その場で決めずに  
ほ ご しゃ しん らい ひと そう だん  
保護者など信頼できる人に相談しましょう。

消費者庁「版」(法理学校)富城部(向)消費者教育用教材

40

断ることが難しい生徒が多いため、はっきり断るためのスキルをロールプレイングを通して身に付けさせる。

# 教材の工夫・配慮の例

～実践編テーマ③ 契約トラブルの対策・対処法 より～

実践編テーマ③契約トラブルの対策・対処法

そうだん かね か  
相談にお金は掛かりません。  
でんわ りょうざん か  
(電話料金は掛かります)

しょうひせいかつ かん  
消費生活に関するのなら  
なん そうだん  
何でも相談できます。



でんわ ばんごう  
電話番号は

い や や

しょうひしゃ  
消費者ホットライン **188** 

消費者庁「188」(法務省(消費者庁)向消費者教育用資料)

生徒が安心して相談できるよう、自動音声等の電話内容を紹介している。

でんわ

**188**に電話をかけると

じ どう おんせい なが  
自動で音声の流れます。



しょうひしゃ

「こちらは消費者ホットラインです。」

ゆうびんばんごう かつ  
「郵便番号がわかる方は“1”を

かた お  
そうでない方は“2”を 押してください。」

消費者庁「188」(法務省(消費者庁)向消費者教育用資料)

実践編テーマ③契約トラブルの対策・対処法

1 お  
を押したら

〒 □□□-□□□□

ゆうびんばんごう お  
郵便番号を押します。

2 お  
を押したら

あんない き す  
案内を聞き、住んでいる

ち いき ばんごう お  
地域の番号を押します。

↓

もよ そうだん まどぐち  
最寄りの相談窓口につながりま



つながりま

消費者庁「188」(法務省(消費者庁)向消費者教育用資料)

# 教材の工夫・配慮の例

～実践編テーマ③ 契約トラブルの対策・対処法 より～

< 社会への扉の場合 >

< 本教材の場合 >

## 4 契約をやめる—クーリング・オフ

Q4 & A4

街で呼び止められ、展示会場に行ったら勧誘され、断れなくて10万円の絵画を契約してしまった。この契約をクーリング・オフすることはできる？

➔ 3 契約してから8日間であれば、クーリング・オフができる。

●「契約は守らなければならない」のが原則だが、消費者トラブルになりやすい取引については、契約をやめることができる特別な制度としてクーリング・オフがある（特定商取引法）。理由は無関係ない。

●クーリング・オフをすると、消費者は受け取った商品を事業者に戻し、支払った代金は全額返金される。

●詳しくは 国民生活センター クーリング・オフ



cooling off  
クーリング・オフ  
クーリング・オフ  
クーリング・オフ

○若者がトラブルにあいやすい販売方法とクーリング・オフ期間

契約した日から

販売方法	特徴	期間
訪問販売・キャッチセールス①・アポイントメントセールス②	不意打ち的に勧誘される（突然家に営業マンが来る、突然路上で呼び止められる①、突然電話があり呼び出される②）。	8日
継続的なサービス	語学教室・エステ・家庭教師・塾など7業種。自分から店へ行って契約した場合もクーリング・オフできる。	8日
連鎖販売取引（マルチ商法・ネットワークビジネスともいわれる）	先輩、友人、知人から、「すぐに利益が出る」、「人を紹介することでバックマージンが入る」などと誘われる。最初の名目は様々なが金銭的負担求められる。	20日

ワーク 3 なぜ、法律では上のような取引に関してクーリング・オフ制度を定めているのだろうか。（ヒント）Q4の消費者の状況や、上の表の「特徴」に注目。

プラスα

クーリング・オフができない場合、契約はやめられる？

- 事実と違う説明をされた。
- メリットだけ説明され、デメリットを説明されなかった。
- 「帰って」と言っても営業マンに居座られて勧誘された。
- 「帰りたい」と言っても店から帰らせてくれず勧誘された。

➔こんな状況で契約した場合、消費者契約法によって契約を取り消すことができる。

【発展 1】○に入る漢字二文字を考えた上で、消費者が書かれている状況について話し合ってみよう。

消費者契約法は、消費者と事業者との間の情報の質・量、交渉力の○に注目したルールといえる。

ほうもんはんばい  
訪問販売

とつせんいえきひと  
突然家に来た人から、  
しょうひんはんばいかんゆう  
商品の販売勧誘をされる。

けいやくひようかかん  
契約した日から8日間  
クーリング・オフができる。

複数の情報が一度に目に入ってくると混乱を招くため、スライドの情報を少なくしている。

きかん  
クーリング・オフができる期間  
けいやくひようかかん  
契約した日から8日間の場合

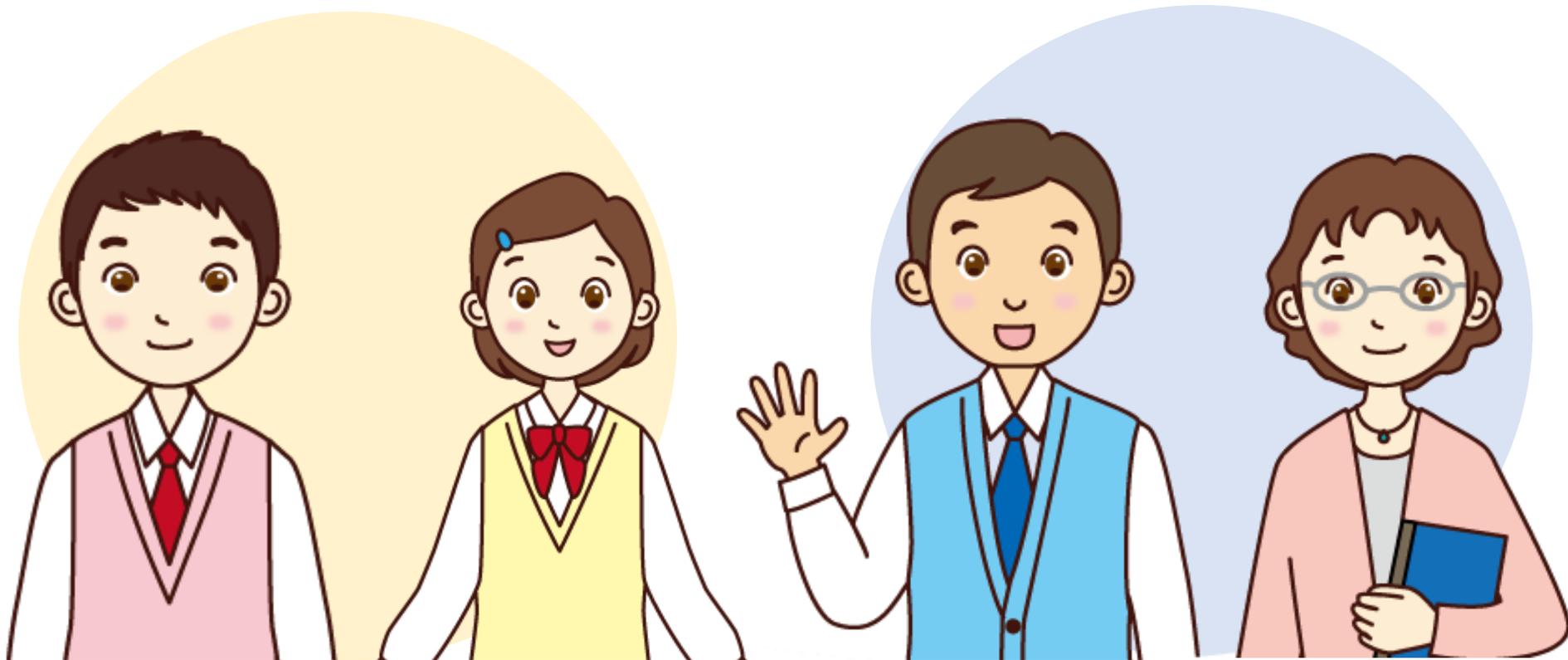
月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5 ①	6 ②	7 ③	8 ④	9 ⑤	10 ⑥	11 ⑦
12 ⑧	13	14	15	16	17	18
19	20					
26	27					

期間をイメージしやすくしている

# 特別支援学校（高等部）向け消費者教育用教材

## ～ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話～

### 活用事例集



令和4年3月



こちらから  
ダウンロードできます



# 特別支援学校（高等部）向け消費者教育用教材 ～ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話～ 活用事例集

## 目次

- P2 本教材活用事例集の目次・目的
- P3 本教材の概要
- P4 事例 1 売買契約について考える（基礎編テーマ①）
- P5 事例 2 商品の選び方を学ぶ（基礎編テーマ②）
- P6 事例 3 いろいろな支払方法の特徴・注意点を理解する（基礎編テーマ③）
- P7 事例 4 契約って何だろう？一緒に考えてみよう！（基礎編テーマ①・実践編テーマ③）
- P8 事例 5 買物・契約の基本を学ぶ（基礎編テーマ①・実践編テーマ③）
- P9 事例 6 ネット関連の消費者トラブルに巻き込まれないために（基礎編テーマ②・実践編テーマ①・②・③）
- P10 事例 7 消費者トラブルを知り、きっぱり断る練習をしよう！（実践編テーマ③）
- P11 本教材の特徴、本教材を活用した教員の感想、問い合わせ先

## 目的

消費者庁では、令和4年4月からの成年年齢の引下げを見据え、特別支援学校の教員や有識者による検討を基に、特別支援学校（高等部）の知的障害のある生徒を主な対象とする消費者教育用教材 ～ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話～（以下「本教材」といいます。）を令和3年6月に制作しました。

本教材活用事例集は、令和4年1月までに西日本の特別支援学校（高等部）において本教材を活用して行われた7つの授業例を、広く全国に紹介することで、全国の特別支援学校（高等部）等における実践的な消費者教育の取組の参考にしていただくことを目的として作成したものです。

消費者教育を推進していく一助として、各学校の実態にあった形で、本教材を活用していただき、また本教材活用事例集を参考にいただければ幸いです。

最後に、本教材活用事例集の作成に当たって御協力いただきました皆様には、深く感謝申し上げます。

# 特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材 ～ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金のお話～



主に知的障害のある生徒を対象とする消費者教育用教材です。身近な買物や契約の仕組みなどを学ぶ「基礎編」と、契約トラブルの具体的な事例から対処法等を学ぶ「実践編」で構成し、合計7つのテーマを収録。教材は、(1)スライド教材（基礎編・実践編）、(2)活用の手引、(3)ワークシート、(4)イラスト集から構成されています。

## ポイント1 高校生のキャラクターと一緒に学ぶスタイルを採用

高校生のキャラクターであるショウとセイコが、トラブルにあって困ったり、失敗した場面を取り上げ、断り方や相談の仕方を具体的に学べるように工夫。

## ポイント2 スライド教材は教員がカスタマイズ可能に

スライド教材は編集可能な形で提供し、教員が生徒の実態等に合わせたスライド教材の順番やイラスト等を変更したり、組み合わせることも可能。

## ポイント3 教員向けに活用の手引、ワークシート等も制作

授業の参考になる情報を掲載した教員向けの手引や、ワークシート、スライドに使用したイラストを集めたイラスト集も制作。



	テーマ	概要
基礎編	① 買物・契約の基本	売買契約の仕組みや、契約には権利と共に義務が生じることなどを学ぶ。
	② 商品の選び方	買物をするときの手順や、購入目的に応じて商品を選ぶポイントについて学ぶ。
	③ いろいろな支払方法	現金、カード、スマホ決済を使った支払方法の特徴と注意点について学ぶ。
	④ 上手なお金のやりくり	収入と支出のバランスや、お金のやりくりが大切なことについて学ぶ。
実践編	① ネットショッピング	ネットショッピングの特徴や、トラブル事例から利用上の注意点や対処方法を学ぶ。
	② スマホ・ネットでのトラブル	スマホ・ネットでのトラブル事例と、トラブルに遭わないための注意点について学ぶ。
	③ 契約トラブルの対策・対処法	身近な契約トラブル事例と、トラブルに遭わないための注意点について学ぶ。

# 事例 1

## 売買契約について考える

### 本時の目標

- ・ 売買契約の仕組みについて知る。
- ・ ワークシートを使った学習の中で、売買契約の仕組みについての説明文を読み、正誤を判断し、誤っている場合は、正しい内容を発表する。
- ・ 身近な契約について考え、ワークシートを使って学習内容を振り返り、学習の理解度を自己評価する。

- 対象: 高等部 1～3 年生
- 生徒数: 5 名 ■ 授業時間: 40 分
- 授業者: 教員 1 名 ■ 科目: 家庭科

流れ	学習活動	指導上のポイント	活用教材等
導入 6分	・ 本時の内容を知る。	・ 本時の目標を提示して知らせる。 ・ モニターに注目するように促し、本時の流れを説明をする。	教員作成のスライドとワークシート （消費者庁制作教材の基礎編テーマ①の一部を盛り込む。）  
展開 23分	・ 契約についての説明を聞き、身近な契約の例について考え、発表する。 ・ 売買契約に関する内容をワークシートを活用しながら学習する。	・ 契約という言葉を知ったり、実際に契約書を見たりしたことがあるか尋ねる。 ・ 生徒自身も普段の生活の中で契約を締結している場面があることを意識できるように、売買契約や旅客運送契約など、日常生活の中で締結されている契約について紹介する。 ・ 売買契約を締結した後でも返品・交換ができる場合があることや、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとされていること、成年年齢の引下げなどについて説明する。 ・ 売買契約を交わす際にポイントとなる事柄をホワイトボードに提示する。 ・ 「契約はどのように交わされるのか」や「売買契約はどの時点で成立したと言えるか」など、クイズ形式で説明する。	
まとめ 11分	・ ワークシートを使って本時に学習した内容のテストを実施し、どの程度理解できたか自己評価する。	・ 本時の学習内容を振り返る〇×形式のワークシートを準備する。 ・ 正答率によって「完璧」、「よく理解できた」、「ほぼ理解できた」、「もっと勉強しましょう」の4段階で自己評価できるようにする。	



授業者の感想・工夫した点

- ・ 売買契約は生徒自身の日常生活に関わりが深い事柄であり、契約を身近なものとして捉えることができる。社会の中で自立した消費者として責任ある消費生活を送れるようになってもらいたいと考え、本題材を設定した。
- ・ 学習活動の中で生徒に馴染みのない言葉を扱うときは、解説を付け加えたイラストを交えて説明することで、興味・関心を持てるようにした。
- ・ ワークシートを活用し、学んだ内容を一緒に振り返る場面を設定するとともに、テストを実施して生徒自身の学習の理解度を自己評価できるようにした。



## 事例 2

## 商品の選び方を学ぶ

## 本時の目標

- 商品を買うときの手順や商品を選ぶポイントを知り、自分で考えて商品を選ぶことができる。
- 消費期限と賞味期限の違いについて知り、食品の安全性を考えることができる。

- 対象: 高等部 3 年 ■ 科目: 家庭科
- 生徒数: 9 名 ■ 授業時間: 40 分
- 授業者: 教員 3 名

流れ	学習活動	指導上のポイント	活用教材等	
導入 5分	・買物での失敗例について考える。	・買物での失敗例を通して、必要性を考えずに商品を買うとお金が足りなくなったり、無駄になったりすることを説明する。 ・買物時には、買おうとしている商品が本当に必要かどうか考えるよう促す。	教員作成のスライド （消費者庁制作教材の基礎編テーマ②の一部を盛り込む。一部は穴埋め式にして、ワークシートとして利用する。） 	
展開	5分	・商品を買うときの手順について知る。		・商品を買うときの手順について、①買う目的の確認、②情報を集める、③情報を比べて商品を選ぶ、④買う、⑤振り返りの流れをワークシートを使って説明する。
	10分	・商品を買うときの手順に沿って、商品の選び方を考える。		・カレーの材料を買う場面を取り上げて、スーパーのチラシから商品の値段や量、特売日などの情報を収集するなど、商品を買うときの手順について考えさせる。 ・生徒の実態に応じて、商品を買う目的や選び方を説明する。
	10分	・消費期限と賞味期限について知る。		・消費期限と賞味期限の違いについて説明する。 ・食品の実物を用意して、生徒に包装に記載されている食品表示を確認させながら説明する。 ・生徒に食品の包装から期限表示を見つけるよう促し、期限がいつまでか、食べても大丈夫かを答えさせる。
	5分	・商品を買った後に振り返ることが大切であることを知る。		・買物に失敗した場合、その原因を考えることで、次の買物での失敗を防止するよう振り返る大切さを伝える。 ・買物後に一緒に振り返り、困ったときに相談できる人（保護者や教員）の存在についても知らせる。
まとめ 5分	・商品を選ぶときのポイントをまとめる。	・買物はよく考えてから商品を選ぶことが大切であることを伝える。	スーパーのチラシ、食品の包装	



授業者の感想・  
工夫した点

- ・生徒に興味・関心を持ってもらえるよう、スーパーのチラシからカレーの材料を探したり、食品の包装から消費期限と賞味期限を探したりする演習を取り入れた。生徒は積極的に授業に取り組んでおり、教員からの質問には挙手や発言があった。
- ・ワークシートはスライドの内容を穴埋め式にしたものとするので、生徒が空欄を埋めやすいようにした。



# 事例 3

## いろいろな支払方法の特徴・注意点を理解する

### 本時の目標

- ・現金払い以外にカード払いやスマホ決済などのいろいろな支払方法があることを知る。
- ・各支払方法の特徴を知る。
- ・クレジットカード払いやスマホ決済の便利な点、注意点をワークシートに記入する。

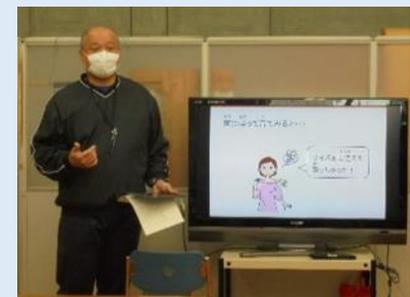
- 対象:高等部 3年 ■ 科目:家庭科
- 生徒数: 9名 ■ 授業時間:40分
- 授業者:教員 3名

流れ	学習活動	指導上のポイント	活用教材等
導入 5分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段どのような支払方法を利用しているか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段どのような支払方法を利用しているか、どのような支払方法を知っているかを生徒に質問し、いろいろな支払方法があることに気付かせる。</li> <li>(例) 現金払い、カード払い、スマホ決済のどの支払方法を利用しているか挙手制で質問する。</li> </ul>	<p>教員作成のスライド (消費者庁制作教材基礎編テーマ③の一部を盛り込む。一部は穴埋め式にして、ワークシートとして利用する。)</p>
展開	15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金払い、カード払い、スマホ決済の各支払方法の特徴について説明する。</li> <li>・実際に現金や各種カード、スマホ画面を用意し、提示しながら説明する。</li> </ul>	
	10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払方法によって、「前払い」「即時払い」「後払い」など支払時期が異なることを伝える。</li> <li>・クレジットカードは後払いであり、後払いの場合はお金を使いすぎる危険があるため、特に注意が必要なことを伝える。</li> </ul>	
	10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードの便利な点と注意点を説明する。</li> <li>・クレジットカードの入会を勧誘されても、必要がない場合ははっきりと断ることを伝える。</li> </ul>	
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のポイントをまとめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業で伝えたかったポイントを改めて説明する。</li> </ul>	



授業者の感想・工夫した点

- ・カード払いで普段から買物をしている生徒が少なく、生徒にとって馴染みが薄い内容であったため、どのように具体的に伝えるかという点が難しかった。教員の説明に対する生徒の反応も普段よりは少なかった。
- ・現金やクレジットカード、預金通帳、スマートフォンの画面などを見せながら説明することで、生徒に興味を持ってもらえるよう工夫した。



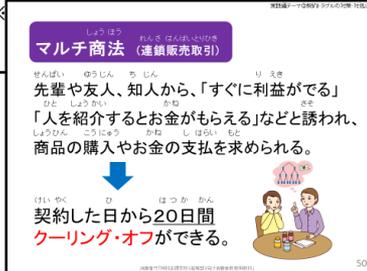
## 事例 4

## 契約って何だろう？一緒に考えてみよう！

## 本時の目標

- 日常生活に契約が大きく関わっていることに気付く。
- 社会生活でルールを守る必要があることを理解する。
- 消費者トラブルの事例を知って、断り方と対処法を身に着ける。

- 対象: 高等部 2・3 年生
- 科目: 家庭科
- 生徒数: 6 名
- 授業時間: 45 分
- 授業者: 講師 1 名 (全国消費生活相談員協会)

流れ	学習内容	指導上のポイント	活用教材等
導入 10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>講師・生徒双方から自己紹介する。</li> <li>生徒の買物経験を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒（または家族）の買物経験を確認する。</li> <li>スマートフォンを所持しているか、何に利用しているかを確認する。</li> <li>スマートフォンや電気、水道、鉄道・バスの利用など日常生活に契約が大きく関わっていることを気付かせる。</li> </ul>	講師作成のスライド （消費者庁制作教材の基礎編テーマ①・実践編テーマ③の一部を盛り込む。）
展開	15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体例を用いながら、約束と契約の違いについて説明する。</li> <li>契約は法律で決められたルールに従う必要があり、簡単にはやめられないため、よく考えてから契約する必要があることを伝える。</li> <li>アイスクリームの模型を使い、契約の成立時期をクイズ形式で考えさせる。</li> <li>買ったものは自分の都合だけで返品・交換できないことを説明する。</li> <li>未成年者が結んだ契約は取消権があるが、令和 4 年 4 月から成年年齢が引き下げられることを伝える。</li> </ul>	
	15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者トラブルの対処法を知る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチ商法を例に勧誘されたときの断り方を考えさせて、はっきりと断る練習をする。</li> <li>契約後でもクーリング・オフなどの対処法があることを伝える。</li> <li>困ったときには保護者や先生、消費生活センターに相談をすることを伝える。</li> </ul>
まとめ 5分	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業のポイントを整理して伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業で伝えなかったポイントを改めて説明する。</li> <li>ワークシートに相談するときの注意点や相談先を記入させる。</li> </ul>	

クイズで使用するアイスクリームの模型、ワークシート

- スライドにイラストを多く用いることで、生徒に消費者トラブルを身近な問題として想像してもらうことができた。
- 消費者トラブルの事例は1つ（マルチ商法）のみを取り上げるなど、授業内容をあまり詰め込みすぎないよう配慮した。
- 生徒一人ひとりにはっきりと断る体験をしてもらい、授業者から伝えたい内容が生徒にしっかりと伝わっているかを確認した。



授業者の感想・  
工夫した点



## 事例 5

## 買物・契約の基本を学ぶ

## 本時の目標

- ・消費者とは何かを学び、買物・契約の基本を理解する。
- ・消費者トラブルの対処法を知る。
- ・消費者トラブルの相談ができる消費生活センターについて知る。

- 対象: 高等部3年生
- 科目: LHR・総合
- 生徒数: 31名
- 授業時間: 45分
- 授業者: 講師1名（全国消費生活相談員協会）

流れ	学習活動	指導上のポイント	活用教材等	
導入 5分	・消費者とは何かを考える。	・生徒や保護者、働いている人など、みんなが消費者であることを伝える。 ・物の購入やサービスの利用など様々な場面で契約をしていることを伝える。	講師作成のスライド（消費者庁制作教材の基礎編テーマ①・実践編テーマ③の一部を盛り込む。）    	
展開	10分	・契約について考える。		・日常生活での事例を用いて、口約束で契約が成立することや契約成立のタイミングを伝える。（生徒に質問をしながら進行する） ・契約は法律で決められたルールに従わなければならない、一度成立した契約は簡単にはやめられないので、よく考えてから契約する必要があることを伝える。
	10分	・契約をやめることができる場合について知る。 ①未成年者取消し		・未成年者取消権と成年年齢引下げについて説明する。 ・ゆりやんレトリバアのラップ動画（消費者庁制作）を視聴させ、動画の内容から「18歳からできること」と「18歳からできないこと」を生徒に尋ね、穴埋め式のスライドに記入させて、理解を深める。
	10分	・契約をやめることができる場合について知る。 ②クーリング・オフ		・様々な相談の具体例を通じて、クーリング・オフ制度の仕組みとクーリング・オフができる期間を伝える。
	5分	・消費者トラブルへの対処法を知る。		・思わぬ契約をして困らないために、勧誘を断るときにははっきりと「いいません!」と言うことを伝える。
まとめ 5分	・身近な人や消費生活センターへ相談できることを知る。	・消費者トラブルに巻き込まれたときは、身近な人や消費生活センターに相談をすることを伝え、積極的な活用を促す。	ゆりやんレトリバアのラップ動画	

- ・生徒や保護者、働いている人などみんなが消費者であることを伝え、物の購入やサービスの利用など様々な場面で消費者契約をしていることを伝えた。
- ・日常生活での事例やラップ動画を活用した説明を行うことで、生徒の興味・関心を高め、振り返り学習を行い、理解を深めるようにした。
- ・担当教員との打ち合わせで、スライドの内容を穴埋め式にしたものを配布することにして、生徒が空欄を埋めることで授業内容を理解しやすいようにした。
- ・本来であれば、複数の班に分かれてグループワーク形式で進めたかったが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、講師からの説明が中心となったため、スライドが多くなった。



授業者の感想・工夫した点



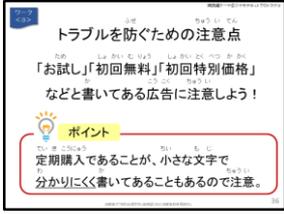
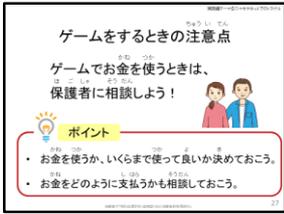
## 事例 6

## ネット関連の消費者トラブルに巻き込まれないために

## 本時の目標

- ・インターネットでの消費者トラブルを知る。
- ・キャッシュレスによる支払方法の仕組みを知る。
- ・消費生活センターの役割を知る。

- 対象: 高等部 3 年生
- 科目: LHR・総合
- 生徒数: 31 名
- 授業時間: 45 分
- 授業者: 講師 1 名 (全国消費生活相談員協会)

流れ	学習活動	指導上のポイント	活用教材等		
導入 5分	・日常生活でのネット利用状況を確認する。	・生徒にインターネットの利用状況を確認する。	講師作成のスライド (消費者庁制作教材の基礎編テーマ②・実践編テーマ①・②・③の一部を盛り込む。)		
展開	5分	・ネットショッピングでの注意点を学ぶ。			
	10分	・事例からトラブルを防ぐ注意点を学ぶ。 ①定期購入			・若者向けマンガ動画「誰もがひっかかる!? 消費者トラブルの実態」(兵庫県制作)の「定期購入」編を視聴して振り返り学習を行い、生徒にトラブルの問題点と注意点を考えさせる。 ・定期購入の仕組みとトラブルを防ぐ注意点について説明する。
	10分	・事例からトラブルを防ぐ注意点を学ぶ。 ②オンラインゲーム			・上記マンガ動画の「オンラインゲーム」編を視聴して振り返り学習を行い、生徒にトラブルの問題点と注意点を考えさせる。 ・オンラインゲームの仕組みとトラブルを防ぐ注意点について説明する。
	10分	・キャッシュレスによる支払方法の仕組みを知る。			・生徒にキャッシュレス決済の利用状況を確認する。 ・キャッシュレスによる支払方法の仕組みについて説明し、適切な使い方について考えさせる。
まとめ 5分	・消費生活センターの役割を知る。	・消費生活センターの役割を伝え、困ったときは消費生活センターに相談することを説明する。			

- ・消費者トラブルは誰もが被害に遭う可能性があるため、十分に注意しなければならないと伝えた。
- ・消費生活相談の最新の状況を熟知している地域の消費生活相談員の講師が、若者が巻き込まれやすい消費者トラブルを説明することが重要と考える。生徒に地域の消費生活センターの存在を身近に感じてもらうことが、今後の消費生活相談につながる。
- ・マンガ動画を視聴させることで、消費者トラブルが生徒を含む若者の日常生活の問題であることを認識してもらえようとした。
- ・困ったときには消費者ホットライン188に相談することを伝えるとともに、生徒にとって身近な地域の消費生活センターの連絡先も案内するようとした。



授業者の感想・  
工夫した点



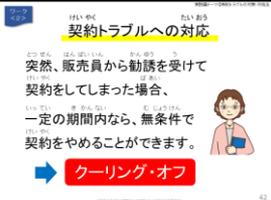
# 事例 7

## 消費者トラブルを知り、きっぱり断る練習をしよう！

### 本時の目標

- ・先輩や友人から不当に勧誘された場合の適切な断り方を知る。
- ・名義貸し、キャッチセールス、デート商法等の消費者トラブルの適切な断り方を知る。
- ・消費生活センターの役割と相談方法を知る。

- 対象: 高等部 3 年生
- 科目: 家庭科
- 生徒数: 11 名
- 授業時間: 50 分
- 授業者: 教員 4 名

流れ	学習活動	指導上のポイント	活用教材等	
導入 2分	・本時の学習内容を伝える。	・生徒を3つの班に分けておく。 ・スライドに注目しているか確認する。	教員作成のスライド (消費者庁制作教材 実践編テーマ③の一部を盛り込む。)	
展開	15分	・5つの消費者トラブルの事例を紹介する。		
	20分	・断り方の練習をする。		・各班から1名ずつ生徒を指名し、順に断り方のロールプレイをする。 ・どのような断り方が良いのかを生徒同士で考えられるように、ロールプレイが終わるまでは、教員からの提示は控える。 ・ロールプレイ終了後に、断り方のポイントを確認する。 ・自分は大丈夫だと思わずに、警戒することがトラブルの防止になることを知らせる。
	10分	・クーリング・オフについて知る。 ・消費生活センターの役割と相談の方法を学ぶ。		・クーリング・オフに触れ、消費者トラブルで困ったら、すぐに相談することの大切さを伝える。 ・消費生活センターで消費者トラブルの解決に向けた相談や助言をしていることを伝え、「消費者ホットライン」について説明し、活用を促す。 ・相談するときには、困ったことを整理したメモを用意すると、円滑に伝わることを知らせる。
まとめ 3分	・本時のまとめ	・消費者トラブルに巻き込まれないための注意点と断り方、巻き込まれたときの相談先について整理する。	 トラブル事例を紹介する実演で使用する小物（バッグ、アクセサリーなど）	



授業者の感想・工夫した点

・生徒の興味・関心を高めるため、消費者トラブルの事例紹介を教員による寸劇を交えて行った。また、教員から一方的に説明するのではなく、生徒に断り方を体験してもらおうロールプレイを取り入れることで、生徒の参加意欲を高め、授業内容が記憶に残るよう工夫した。

・様々な障害のある生徒の実態に合わせ、端的にポイントを説明できるよう、スライドに盛り込む内容はなるべく少なくするとともに、難しい言葉は簡単な言葉に言い換えるなど、分かりやすい説明を心掛けた。



## 本教材を活用した教員の感想

授業・講座を実施された教員・講師の皆様から、本教材を使用した御感想を次のとおりいただきました。

- ・生徒の障害の特性や理解度に応じて、授業者が本教材を**自由にカスタマイズして活用**することができた。
- ・本教材にはイラストが多く使用されており、生徒に授業内容を**理解してもらいやすくなった**。また、授業者が本教材をもとに授業で使用するスライドを作成する際に、**使用できるイラストがある点**でもよかった。
- ・本教材を活用することで、授業者が授業で使用するスライドやワークシートを作成する**負担の軽減につながった**。

御紹介した活用事例について、各学校、各先生にお問合せをしたい場合は、消費者庁新未来創造戦略本部にお問い合わせください。

### ●制作・著作

消費者庁 新未来創造戦略本部  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
TEL:088-600-0000 FAX:088-622-6171

### ●協力

兵庫県、徳島県、徳島県教育委員会  
公益社団法人全国消費生活相談員協会



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン